

百里サンハウス短期入所生活介護【ショートステイ】利用料金

(1日の料金目安・介護保険負担割合1割の場合)

【事業所番号】 0873100317

【事業所番号】 0875600314

従来型(多床室)		
要支援1	1段階	300円
	2段階	1,497円
	3段階①	1,897円
	3段階②	2,197円
	非該当	2,827円

ユニット(個室)		
要支援1	1段階	
	2段階	2,054円
	3段階①	2,944円
	3段階②	3,244円
	非該当	4,085円

要支援2	1段階	300円
	2段階	1,620円
	3段階①	2,020円
	3段階②	2,320円
	非該当	2,950円

要支援2	1段階	
	2段階	2,197円
	3段階①	3,087円
	3段階②	3,387円
	非該当	4,228円

要介護1	1段階	300円
	2段階	1,668円
	3段階①	2,068円
	3段階②	2,368円
	非該当	2,998円

要介護1	1段階	
	2段階	2,273円
	3段階①	3,163円
	3段階②	3,463円
	非該当	4,304円

要介護2	1段階	300円
	2段階	1,745円
	3段階①	2,145円
	3段階②	2,445円
	非該当	3,075円

要介護2	1段階	
	2段階	2,350円
	3段階①	3,240円
	3段階②	3,540円
	非該当	4,381円

要介護3	1段階	300円
	2段階	1,827円
	3段階①	2,227円
	3段階②	2,527円
	非該当	3,157円

要介護3	1段階	
	2段階	2,435円
	3段階①	3,325円
	3段階②	3,625円
	非該当	4,466円

要介護4	1段階	300円
	2段階	1,906円
	3段階①	2,306円
	3段階②	2,606円
	非該当	3,236円

要介護4	1段階	
	2段階	2,514円
	3段階①	3,404円
	3段階②	3,704円
	非該当	4,545円

要介護5	1段階	300円
	2段階	1,983円
	3段階①	2,383円
	3段階②	2,683円
	非該当	3,313円

要介護5	1段階	
	2段階	2,592円
	3段階①	3,482円
	3段階②	3,782円
	非該当	4,623円

百里サンハウス短期入所生活介護【ショートステイ】料金詳細

従来型・多床室(2人・4人部屋) ※介護保険負担割合1割の場合

令和6年4月より

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)						自己負担額 (目安)
		基本単位 ※1	サービス 提供体制 加算Ⅲ ※2	機能訓練 体制加算 ※4	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※6	介護職員 特定処遇 改善加算Ⅱ ※7	介護職員等 ベースアップ 等支援加算 ※8	
利用料金	要支援1	451	6	12	38.9	10.8	8.1	527
	要支援2	561	6	12	48.1	13.3	10.0	650
	要介護1	603	6	12	51.5	14.3	10.8	698
	要介護2	672	6	12	57.3	15.9	12.0	775
	要介護3	745	6	12	63.3	17.5	13.2	857
	要介護4	815	6	12	69.1	19.2	14.4	936
	要介護5	884	6	12	74.9	20.7	15.6	1013

(少数点以下四捨五入)

1日当たりの居住費と食費の目安...②

介護保険負担限度額 ※9	居住費	食費
第1段階	0円 / 日	300円 / 日
第2段階	370円 / 日	600円 / 日
第3段階①	370円 / 日	1,000円 / 日
第3段階②	370円 / 日	1,300円 / 日
非該当	855円 / 日	1,445円 / 日

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳 【朝食代 / 310円】 【昼食代 / 654円】 【夕食代 / 481円】

ユニット(個室) ※介護保険負担割合1割の場合

要介護度		1日あたり(介護保険報酬内訳)								自己負担額 (目安)
		基本単位 ※1	サービス 提供体制 加算Ⅰ ※2	夜勤職員 配置加算 ※3	機能訓練 体制加算 ※4	看護体制 加算Ⅰ ※5	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ ※6	介護職員 特定処遇 改善加算Ⅰ ※7	介護職員等 ベースアップ 等支援加算 ※8	
利用料金	要支援1	529	22		12		46.7	15.2	9.0	634
	要支援2	656	22		12		57.3	18.6	11.0	777
	要介護1	704	22	18	12	4	61.6	20.0	11.9	853
	要介護2	772	22	18	12	4	67.2	21.9	13.0	930
	要介護3	847	22	18	12	4	73.5	23.9	14.2	1015
	要介護4	918	22	18	12	4	79.3	25.8	15.3	1094
	要介護5	987	22	18	12	4	85.1	27.7	16.4	1172

(少数点以下四捨五入)

1日当たりの居住費と食費の目安...②

介護保険負担限度額 ※9	居住費	食費
第1段階	820円 / 日	300円 / 日
第2段階	820円 / 日	600円 / 日
第3段階①	1,310円 / 日	1,000円 / 日
第3段階②	1,310円 / 日	1,300円 / 日
非該当	2,006円 / 日	1,445円 / 日

※介護保険負担限度額非該当の食費内訳 【朝食代 / 310円】 【昼食代 / 654円】 【夕食代 / 481円】

該当する介護度の自己負担額(①)と該当する負担限度額の居住費・食費(②)の1日あたりの合計が利用料の目安になります。

ご本人・ご家族の希望によりサービスを利用された場合にかかる加算	
送迎加算	片道につき 184円(単位) (実費の場合 1,840円) 【送迎可能区域】 小美玉市(旧小川町・旧玉里村) 銚田市(旧銚田町) 行方市(旧玉造町)
療養食加算	1回(1食)につき 8円(単位) (実費の場合 80円) 入居者の疾病等に合わせ、医師の指示に基づき療養食を提供した場合に加算
緊急短期入所受入加算	1日につき 90円(単位) (7日間を限度、家族の疾病などやむを得ない場合は14日間を限度) 利用者の状態、家族の事情により介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に居宅計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
長期利用者提供減算	連続して30日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合 (自費利用などを挟み実質連続30日を越える利用者) 所定単位数から1日につき30円(単位)減額 ※個室においては61日以降はさらに減額

ご本人・ご家族の希望で利用可能なサービスの利用料金	
おやつ	1日の目安 100円程度
散髪・理容	○カット 1,100円 ○カラー 2,200円 ○パーマ 5,000円 ○ベットカット 3,330円 ○ひげ、顔のお手入れ 1,650円 第2・第4金曜日に散髪業者が来園(変更あり)
移送サービス	1回のご利用につき 1キロメートル当たり 50円 通院や入院及び外出時の送迎 (基本的にはご家族対応でお願い致します。協力医療機関への送迎は無料)
外出時などの付添い	1時間まで 500円 (1時間以降は、1時間ごとに500円を加算) ご本人・ご家族の希望による外出先での付添(基本的にはご家族対応でお願い致します。協力医療機関への付添は無料)
電気製品	1つの機器につき1日10円 個人使用の電気製品を持ち込んで使用する場合
買い物代行	1回につき 100円
電話料金	1分ごとに 50円 施設の備え付け電話機を使用した場合(公衆電話を除く)
複写物の交付	1枚につき 10円

施設提供サービス	
日用品	ボディソープ・シャンプー・バスタオル・タオル・おしぼり これ以外は個人でご用意ください。(施設でご用意するメーカー以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。)
おむつ	紙おむつ・紙パンツ・尿とりパット 施設で提供させていただくもの以外を希望される場合は個人購入をお願いいたします。
衣類の洗濯	日常着の洗濯(施設で洗うことができる物のみ)
その他	ベット・一般型車椅子・歩行者・ポータブルトイレ等の介護機器等

※1	介護度別の基本単位
※2	サービス提供体制強化加算(I)とはサービス提供する職員のうち10年以上勤務する介護福祉士の占める割合が100分の35以上であることをいいます。 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)とは、サービス提供する職員のうち勤続年数7年以上の占める割合が100分の30以上、又は常勤職員が100分の75以上であることをいいます。
※3	夜間の職員の配置を人員基準より多く配置していることにより算定(見守り機器の導入含む)
※4	機能訓練指導員を配置することにより算定
※5	看護体制加算(I)とは、常勤の看護師を1名以上配置していること
※6	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金に8.3%を乗じた単位を加算
※7	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金に【I】は2.7%【II】は2.3%を乗じた単位を加算
※8	介護保険1割(2割・3割)負担分の料金に1.6%を乗じた単位を加算
※9	介護保険負担限度額認定とは各市区町村の介護保険の窓口で申請可能。 所得に応じて食事代・居住費の減額が受けられる制度になります。
	第1段階 世帯全体が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護受給者 預貯金額・有価証券等の合計が1,000万円以下(夫婦は合計2,000万円以下)
	第2段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が650万円以下(夫婦は合計1,650万円以下)
	第3段階① 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円~120万円以下の人 預貯金額・有価証券等の合計が550万円以下(夫婦は合計1,550万円以下)
	第3段階② 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人 預貯金額・有価証券等の合計が500万円以下(夫婦は合計1,550万円以下)
	配偶者の状況を含み、世帯分離していても勘案されます。